



金 沢 市 公 報

号外第5号

令和5年(2023年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (福祉健康センター総務課) 3
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (交通政策課)	1	○令和5年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 3
○包括外部監査契約の締結について (デジタル行政戦略課)	2	● 公 告
○令和5年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	2	○予防接種を行うことについて (健康政策課) 5
○計量器の定期検査の実施について (ダイバーシティ人権政策課)	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 7
		● 公営企業公告
		○令和5年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課) 7

告 示

●金沢市告示第86号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から午後12時まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 契約の期間の始期
令和5年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
越田 圭
金沢市東力3丁目104番地1
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第88号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により令和5年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市告示第89号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 定期検査を行う区域
朝霧台小学校、浅野川小学校、浅野町小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、兼六小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀桜小学校、犀川小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、不動寺小学校、三谷小学校、南小立野

小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

- 2 対象となる特定計量器
質量計
- 3 定期検査を行う期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 4 定期検査を行う場所
特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第90号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表元町福祉健康センターの項中「田上小学校」を「田上小学校 朝霧台小学校 杜の里小学校」に、「三谷小学校 杜の里小学校」を「三谷小学校」に改める。

●金沢市告示第91号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第4項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項並びに条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 総所得金額等の年100分の7.40
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年19,800円
 - 特定世帯 1世帯につき年9,900円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年14,850円
- 2 基礎賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年13,860円
 - 特定世帯 1世帯につき年6,930円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年10,395円
 - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年9,900円
 - 特定世帯 1世帯につき年4,950円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年7,425円
 - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年4,800円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年3,960円
- 特定世帯 1世帯につき年1,980円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,970円
- (4) 条例第31条の3第1項及び同条第4項の減額する額
- 条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
対象の被保険者1人につき年12,000円
- 条例第31条第1項第1号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年3,600円
- 条例第31条第1項第2号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年6,000円
- 条例第31条第1項第3号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年9,600円
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.58
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
- (3) 世帯別平等割
- 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年6,720円
- 特定世帯 1世帯につき年3,360円
- 特定継続世帯 1世帯につき年5,040円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,224円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,704円
- 特定世帯 1世帯につき年2,352円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,528円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,160円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年3,360円
- 特定世帯 1世帯につき年1,680円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,520円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,064円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年1,344円
- 特定世帯 1世帯につき年672円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,008円
- (4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の減額する額
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
対象の被保険者1人につき年5,160円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年1,548円
- 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年2,580円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年4,128円

5 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.34
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,880円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円

6 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年8,316円
 - イ 1世帯につき年4,200円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,940円
 - イ 1世帯につき年3,000円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,376円
 - イ 1世帯につき年1,200円

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		

風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働省令で定める日までの間にある者

2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) (2)から(7)まで（(6)を除く。）及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種（ロタウイルス感染症を除く。）の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第3条第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和5年4月1日

金沢市長 村 山 卓

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和5年4月1日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

第2負担区

乙丸町の一部

第3負担区

長坂1丁目、野田町及び山科2丁目の各一部

第5負担区

馬替1丁目、桂町及び南塚町の各一部

第6負担区

大友町、木越町、御供田町、須崎町、近岡町、東蚊爪町、上荒屋5丁目及び専光寺町の各一部

第7負担区

磯部町、末町、観法寺町、金沢市南新保土地区画整理事業地、金沢市第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業地及び稚日野町の各一部

令和5年(2023年)4月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄